小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２１号

埼玉県熊谷市新堀1135番地３
再生債務者　青山　高広
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年10月７日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１０号

札幌市中央区南26条西７丁目２番10―703号
再生債務者　青山　大輔
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月11日から平成25年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第９号

福岡市博多区比恵町19番11―803号
再生債務者　谷口　祥昭
１　決定年月日時　平成25年９月30日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月５日から平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第５号

福岡市南区桧原４丁目11番14号
再生債務者　金澤　博史
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月30日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月６日から平成25年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号

福岡市西区石丸４丁目４番31―501号
再生債務者　下向　康成
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年10月25日まで
平成25年10月４日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

沖縄県沖縄市南桃原３丁目18番２号
再生債務者　儀間　穂水
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月３日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（再ロ）第２号

鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4327番地９
再生債務者　新原　広久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月３日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再ロ）第１０００８号

東京都あきる野市山田793番地５
再生債務者　藤倉　昌弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月４日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第１号

愛知県一宮市丹陽町伝法寺字柳之川95番地
再生債務者　中島真佐江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月４日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再ロ）第２９号

大阪府守口市金田町３丁目47番９号
再生債務者　濱田　明美（旧姓橋山）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号

盛岡市北天昌寺町17番８号
再生債務者　松好　文司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月４日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再ロ）第１号

静岡県浜松市北区都田町8071番地
再生債務者　井村　頼彰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月７日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再ロ）第３号

福岡市博多区吉塚２丁目３番38号
再生債務者　光野　秀子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第４号

神戸市東灘区魚崎南町３丁目３番３―406号
再生債務者　藤丸久美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号

広島市南区上東雲町30番13―204号
再生債務者　淺尾好美こと　林　　在香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月７日
広島地方裁判所民事第４部

会社公告

会社公告

平成二十五年十月二日開催の甲の臨時総会及び平成二十五年十月二日開催の乙の臨時総会において、左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを決議しましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十六日
栃木県栃木市沼和田町一一番二六号
（甲）栃木たばこ販売協同組合
代表理事　上野　好唯
栃木県佐野市大和町二六〇三番地
（乙）佐野たばこ販売協同組合
代表理事　松﨑　眞次

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月二十日であります。

両社の株主総会の承認決議は平成二十五年九月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月十六日
東京都世田谷区池尻二丁目七番六―七〇二号
（甲）株式会社Ｆｏｒｔｕｎｅ　ＫＫ
代表取締役　小橋　健太
東京都世田谷区池尻二丁目七番六―七〇二号
（乙）有限会社小橋建太
取締役　小橋　健太